

大和市告示第201号

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年11月4日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第6項の規定によりに神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。））、看護師、准看護師、保健師又は助産師のいずれかの資格を有する者」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。